

平成26年4月1日

一般社団法人 島根県作業療法士会

査読規程

(目的)

第1条

学術部は、会員に対する学術的な活動として島根県作業療法学会の開催と併せて一般演題発表、生涯教育部の開催する現職者共通研修事例検討においてそれぞれ、発表内容の水準を高める目的で査読を行う。

(委員)

第2条

査読を行うため、査読委員を置き、その任期は2年とする。

(査読対象)

第3条

学術部の依頼によるものを除き、島根県作業療法学会及び生涯教育制度にある現職者共通研修事例検討に投稿された研究発表論文または事例報告を査読する。

(査読委員の業務)

第4条 査読委員は、第1条の目的を達成するために、以下の業務を行う。

- (1) 学術部は、投稿原稿の専門分野に応じて査読委員を決定し、査読を依頼する。
- (2) 査読委員は、研究発表論文または事例報告を査読する。
- (3) 査読委員は、投稿原稿が投稿執筆規定に合致し、研究論文等として妥当な水準であるかどうかを審査し、「無修正で掲載可」、「修正後掲載可」、「修正後再査読」のいずれかの決定を行う。
- (4) 学術部は、投稿者に査読結果を通知する。
- (5) 学術部は、別に定める査読委員選考規程により査読委員の選考を行う。
- (6) 投稿原稿の審査は、主査1名 副査2名の査読委員によって行う。
- (7) 差し戻しの際は主査がコメント及び再審査を行う。

付則

この規程は平成26年4月1日より施行する